

【アルバイトをしている学生の皆さん！】 収入が110万円を超えていたら… 「勤労学生控除」を忘れずに申告しましょう！

ご存じ
でしたか



両親の収入だけ見ると住民税非課税で第I区分（満額の支援）の判定でも…

あなた自身の収入^{※1}が110万円を超えている場合は、**給付等の支援額が減ることがあります。**

(2025年の収入は、2026年10月以降の支援に影響します。)



なぜだろう？



奨学生

1年間の給与収入が110万円を超えると、住民税^{※2}が課税されることがあるんだけど、住民税が課税されると、支援の額が減る場合があるんだよ。

注意

場合によっては、増えたアルバイト収入より減る支援額の方が大きくなることもあるんだ！



奨学金制度
に詳しい先輩



去年(2025年)は結構シフトを入れたから超えていたかも…どうすれば…？



まずは、アルバイト先から発行された源泉徴収票や1年分の給与明細で2025年の収入金額を確認してみよう！



もし110万円を超えていた場合は、確定申告で**「勤労学生控除」を申告**^{※3}しよう！
134万円以内の場合は、特に効果が大きいよ。

重要！

※1 この資料において「収入」は「給与収入」を指します。

※2 具体的には、前年の所得に応じてお住まいの市区町村から課税される「市町村民税所得割」をいいます。

※3 JASSOや学校では手続きできません。税務署・役所の窓口（確定申告・住民税申告）又は勤務先（年末調整）にご相談ください。
時期や状況によって、できる手続きが異なります。



詳しく知りたい方は
次のページへ⇒

【もっと詳しく！】「勤労学生控除」について（補足）

ポイント

「勤労学生控除」の影響

両親やあなたのうち、1人でも住民税が課税されていると、満額の支援（第I区分）を受けられません。

両親ともに非課税の場合、あなた自身が課税されるかどうかにより区分が決まるため、

アルバイトの収入が110万円を超えていても、「勤労学生控除」を申告することにより

あなた自身が非課税になれば、支援の額も変わります。



あなたの年収が上がっていくと…

あなたの年収 (【】内は個人事業主※1の場合の所得)	「勤労学生控除」を申告しない場合			「勤労学生控除」を… (申告しても非課税であることは変わらない)	「勤労学生控除」を加味した 給付奨学金の判定 第I区分 (満額の支援)
	住民税	所得税	給付奨学金の判定		
～110万円【45万円】	非課税	非課税	第I区分 (満額の支援)		第I区分 (満額の支援)
110万円超～134万円以下 【45万円超～69万円以下】	課税	非課税	第II区分 (満額の2/3の支援)	申告すれば…	住民税非課税となり 第I区分になる
134万円超～150万円 【85万円】	課税	非課税	第II区分	申告できるが…	住民税非課税とならず 第II区分のまま※2

※1 フードデリバリー配達員の業務など、アルバイトであっても個人事業主として扱われるものがあります。アルバイト先にご確認ください。

※2 年収150万円までは「勤労学生控除」が使えますが、それにより住民税非課税になるのは年収134万円までです。